

パブリックコメント(意見公募手続)を実施しています 皆さんからの意見を募集しますので、どんどんお寄せください!

①「立佞武多の館リニューアル基本計画」(案)

「立佞武多の館」は建設から19年余りが経過し、施設の老朽化が進んでいることから大規模な改修が必要となっています。市では、大規模改修事業の実施にあたり、老朽化した設備等を更新し、安全安心な施設として長寿命化を図るとともに、観光客だけでなく市民も利用できる交流拠点としての有効活用を目指すため「立佞武多の館リニューアル基本計画」(案)を作成しました。

②「五所川原市公共施設等総合管理計画」(改訂案)

市では、厳しい財政状況が続く中、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予測されることから、長期的な視点を持って公共施設等の最適な量と質、適正配置を実現するため「五所川原市公共施設等総合管理計画」(改訂案)を作成しました。

意見の提出について

▷様式は任意とします。

▷使用する言語は日本語とします。

▷郵送(〒037-8686 五所川原市字布屋町41番地1 各担当課)、FAXまたは電子メールでの提出とします。

▷住所・氏名(法人等の場合はその名称・事務所所在地等の連絡先・代表者氏名)を記載してください。

*住所・氏名が記載されていない場合は、提出意見として取り扱わない場合があります。

	意見募集期限	閲覧場所	問い合わせ・意見の提出先
①	2月9日(金)	ふるさと未来戦略課、市役所・各総合支所行政資料スペース、市ホームページ	ふるさと未来戦略課 内線2231 / FAX35-3617 電子メール 2304pbc@city.goshogawara.lg.jp
②		管財課施設マネジメント室、市役所・各総合支所行政資料スペース、市ホームページ	管財課施設マネジメント室 内線2180 / FAX35-3617 電子メール 2303pbc@city.goshogawara.lg.jp

令和6年度「青森県交通災害共済」の受付が始まります

交通災害共済は、全国どこで起きた交通事故でも、災害の程度に応じて見舞金をお支払いする共済制度です。青森県民であればどなたでも加入することができます。ぜひ家族そろって加入しましょう。

共済見舞金の金額

1等級	死亡した場合(弔慰金)	100万円
2等級	後遺障害の場合(自動車損害賠償保障法施行令別表第1および第2の第1級~第3級)	50万円
3等級	90日以上90日未満の治療を要した場合	7万円
4等級	60日以上90日未満の治療を要した場合	5万円
5等級	30日以上60日未満の治療を要した場合	4万円
6等級	30日未満の治療を要した場合	3万円

*交通事故発生時には、必ず警察に届けましょう。

*交通事故にあった日から1年以内(ただし2等級は2年以内)に請求願います。

加入受付…2月1日(休)から加入申込開始

共済期間

4月1日~令和7年3月31日までの1年間

*年度の途中に加入する場合は、加入申込の時から共済期間の末日まで。

会費…年間1人350円

*途中加入の場合も同額です。

*団体加入(10人以上)は、会員1人につき50円が団体奨励金として団体に支給されます。

加入資格…当市に住民登録している方

特例見舞金…1万円

*交通事故証明書が発行されず交通事故申立書等による請求は、内容を審査の上、適当と認められた場合支給されます。

問い合わせ・申込先

▷環境対策課 内線2366

▷金木総合支所地域振興係 内線3121

▷市浦総合支所地域振興係 内線4015